

現 行	改 正 後
【本編】 Ⅱ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅱ－１－２ 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役（会）といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。 また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性にかんがみ、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役には、その資質について極めて高いものが求められる。 経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 （注）本監督指針においては、監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、委員会設置会社である銀行の場合には、主要行等向けの総合的な監督指針に準じるほか、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。 （中略） （１）代表取締役 ①～④ （略） ⑤ 代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。 特に、監査役監査を取り巻く環境の変化に対応した動き、例えば監査役監査基準（<u>社団法人日本監査役協会：昭和 50 年 3 月 25 日</u>）の改定（<u>平成 16 年 2 月 12 日</u>）等を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。	【本編】 Ⅱ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅱ－１－２ 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役（会）といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。 また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性にかんがみ、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役及び監査役には、その資質について極めて高いものが求められる。 経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 （注）本監督指針においては、監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、委員会設置会社である銀行の場合には、主要行等向けの総合的な監督指針に準じるほか、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。 （中略） （１）代表取締役 ①～④ （略） ⑤ 代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。 特に、監査役監査を取り巻く環境の変化に対応した動き、例えば監査役監査基準（<u>公益社団法人日本監査役協会 平成 23 年 3 月 10 日改正</u>）等を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。

現 行	改 正 後
⑥ （略） （２） 取締役及び取締役会 ①～⑫ （略） ⑬ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 7 条の 2 に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ．（略） ロ．十分な社会的信用 a．（略） b．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。 c．～ g．（略） （３） 監査役及び監査役会 ①～⑥ （略） <u>（新設）</u>	⑥ （略） （２） 取締役及び取締役会 ①～⑫ （略） ⑬ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 7 条の 2 に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ．（略） ロ．十分な社会的信用 a．（略） b．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。<u>以下「暴力団員」という。</u>）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。 c．～ g．（略） （３） 監査役及び監査役会 ①～⑥ （略） <u>⑦ 銀行の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 7 条の 2 に掲げる「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</u> <u>イ．銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u> <u> 独任制の機関として自己の責任に基づき積極的な監査を実施するに足る知識・経験、その他独立の立場から取締役の職務の執行を監査することにより、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。</u> <u>ロ．十分な社会的信用</u> <u> a．反社会的行為に関与したことがないか。</u> <u> b．暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u>

現 行	改 正 後
(参考) <u>社団法人日本監査役協会「監査役監査基準」(昭和 50 年 3 月 25 日 (平成 16 年 2 月 12 日改正))</u> (4) ～ (7) (略) Ⅱ－１－３ 監督手法 (略) (1) オフサイト・モニタリング ①～② (略) ③ 内部監査ヒアリング等(Ⅲ－１－１－２(3)④参照) 内部監査ヒアリングにおいて、銀行の内部監査部門に対し、内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況及び今後の課題等につきヒアリングを行うこととする。 また、特に必要があると認められる場合には、銀行の監査役、社外	<u>c. 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</u> <u>f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</u> <u>g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u> (参考) <u>「監査役監査基準」(公益社団法人日本監査役協会 平成 23 年 3 月 10 日改正)</u> (4) ～ (7) (略) Ⅱ－１－３ 監督手法 (略) (1) オフサイト・モニタリング ①～② (略) ③ 内部監査ヒアリング等(Ⅲ－１－１－２(3)④参照) 内部監査ヒアリングにおいて、銀行の内部監査部門に対し、内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況及び今後の課題等につきヒアリングを行うこととする。 また、特に必要があると認められる場合には、銀行の監査役、社外

現 行	改 正 後
取締役に対してもヒアリングを実施することとする。 （２）通常の監督事務を通じた経営管理態勢の検証 ① 経営管理態勢については、上記（１）①から③のヒアリングに加え、例えば、<u>取締役の就任時の届出の受理、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書の受理、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、その有効性について検証することとする。</u> ② （略） Ⅱ－１－４ 監督上の対応 （１）・（２） （略） （３）銀行の常務に従事する<u>取締役</u>が、Ⅱ－１－２（２）⑬に掲げる勘案すべき要素に照らし不適合と認められる場合、又はその選任議案の決定に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、<u>取締役の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての銀行の認識、及び取締役の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めるものとする。</u>また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。 <u>さらに、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分</u> <u>に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、銀行の常務に従事</u> <u>する取締役の適格性の不備にその主たる原因があると認められるとき</u> <u>は、法第 27 条に基づき取締役の解任を命ずることを検討するものとする。</u> （注）Ⅱ－１－２（２）⑬に掲げる<u>取締役</u>の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各銀行の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第 7 条の 2 に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示	<u>取締役及び会計監査人</u>に対してもヒアリングを実施することとする。 （２）通常の監督事務を通じた経営管理態勢の検証 ① 経営管理態勢については、上記（１）①から③のヒアリングに加え、例えば、<u>免許審査、取締役、監査役及び会計監査人の選任・退任届出の受理、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書の受理、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、その有効性について検証することとする。</u> ② （略） Ⅱ－１－４ 監督上の対応 （１）・（２） （略） （３）銀行の常務に従事する<u>取締役及び監査役</u>が、Ⅱ－１－２（２）⑬及びⅡ－１－２（３）⑦に掲げる勘案すべき要素に照らし不適合と認められる場合、又はその選任議案の決定に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、<u>取締役・監査役の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての銀行の認識、及び取締役・監査役の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めるものとする。</u>また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。 （注）Ⅱ－１－２（２）⑬及びⅡ－１－２（３）⑦に掲げる<u>取締役・監査役</u>の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各銀行の<u>取締役・監査役</u>の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第 7 条の 2 に規定されている適格性が適切に判断されているか

現 行	改 正 後
であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。<u>取締役の選任議案の決定等に当たっては、まずは銀行自身</u>がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における<u>取締役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役の就任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある</u>（様式・参考資料編 様式 1－1、1－1 の 2、<u>4－10</u>参照）。 （新設） （中略） V－3－7 監督指針の準用 V－3－7－1 信用金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－3－1－5、Ⅱ－3－6－2（15）、Ⅲ－1－1－2（3）及び（4）、Ⅲ－1－2、Ⅲ－1－4、Ⅲ－1－5（1）、（2）及び（3）、Ⅲ－4－9－2、Ⅲ－4－9－3、Ⅲ－4－11、Ⅲ－4－13、Ⅲ－4－16並びにⅣ－5－2－4を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。 V－3－7－2 （略）	どうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。<u>取締役・監査役の選任議案の決定等に当たっては、まずは銀行自身</u>がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における<u>取締役・監査役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・監査役の選任届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある</u>（様式・参考資料編 様式 1－1、1－1 の 2、<u>4－10－1－1～4－10－2－2</u>参照）。 （4）銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、銀行の常務に従事する<u>取締役・監査役の適格性の不備に重大な原因があると認められるとき、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことにその主たる原因があると認められるときなどの場合には、法第 27 条に基づき取締役・監査役・会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。</u> （中略） V－3－7 監督指針の準用 V－3－7－1 信用金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－3－1－5、Ⅱ－3－6－2（15）、Ⅲ－1－1－2（3）及び（4）、Ⅲ－1－2、Ⅲ－1－4、Ⅲ－1－5（1）、（2）及び（3）、Ⅲ－4－9－2、Ⅲ－4－9－3、Ⅲ－4－11、Ⅲ－4－13、Ⅲ－4－16並びにⅣ－5－2－4を除く。）及び様式（<u>4－10－1－1～4－10－3－2を除く。</u>）・参考資料編を準用する。 V－3－7－2 （略）

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行	改 正 後
<u>（新設）</u>	<u>（１）Ⅱ－１－３（２）①において、「選任」とあるのは「就任」と読み替える。</u>
<u>（新設）</u>	<u>（２）Ⅱ－１－４（３）において、「選任届出」とあるのは「就任届出」と読み替える。</u>
<u>（１）（略）</u>	<u>（３）（略）</u>
<u>（２）（略）</u>	<u>（４）（略）</u>
<u>（３）（略）</u>	<u>（５）（略）</u>
<u>（４）（略）</u>	<u>（６）（略）</u>
<u>（５）（略）</u>	<u>（７）（略）</u>
V－４ 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 （略）	V－４ 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 （略）
V－４－１～７（略）	V－４－１～７（略）
V－４－８ 監督指針の準用	V－４－８ 監督指針の準用
V－４－８－１	V－４－８－１
信用協同組合等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－３－１－５、Ⅱ－３－６－２（１５）、Ⅲ－１－１－２（３）及び（４）、Ⅲ－１－２、Ⅲ－１－４、Ⅲ－１－５（１）、（２）及び（３）、Ⅲ－４－９－２、Ⅲ－４－９－３、Ⅲ－４－１１、Ⅲ－４－１３、Ⅲ－４－１６並びにⅣ－５－２－４を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。 なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ－５については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）。	信用協同組合等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－３－１－５、Ⅱ－３－６－２（１５）、Ⅲ－１－１－２（３）及び（４）、Ⅲ－１－２、Ⅲ－１－４、Ⅲ－１－５（１）、（２）及び（３）、Ⅲ－４－９－２、Ⅲ－４－９－３、Ⅲ－４－１１、Ⅲ－４－１３、Ⅲ－４－１６並びにⅣ－５－２－４を除く。）及び様式 <u>（４－１０－１－１～４－１０－３－２を除く。）</u> ・参考資料編を準用する。 なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ－５については準用しない（ただし、当

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行	改 正 後
	該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）。
V－4－8－2 （略）	V－4－8－2 （略）
<u>（新設）</u>	<u>（１）Ⅱ－１－３（２）①において、「選任」とあるのは「就任」と読み替える。</u>
<u>（新設）</u>	<u>（２）Ⅱ－１－４（３）において、「選任届出」とあるのは「就任届出」と読み替える。</u>
<u>（１）</u> （略）	<u>（３）</u> （略）
<u>（２）</u> （略）	<u>（４）</u> （略）
<u>（３）</u> （略）	<u>（５）</u> （略）
<u>（４）</u> （略）	<u>（６）</u> （略）
<u>（５）</u> （略）	<u>（７）</u> （略）
V－4－9（略）	V－4－9（略）
V－5 労働金庫及び労働金庫連合会関係 （略）	V－5 労働金庫及び労働金庫連合会関係 （略）
V－5－1～5（略）	V－5－1～5（略）
V－5－6 監督指針の準用	V－5－6 監督指針の準用
V－5－6－1	V－5－6－1

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行	改 正 後
労働金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－３－１－５、Ⅱ－３－６－２（15）、Ⅱ－５、Ⅲ－１－１－２（３）及び（４）、Ⅲ－１－２、Ⅲ－１－４、Ⅲ－１－５（１）、（２）及び（３）、Ⅲ－４－９－２、Ⅲ－４－９－３、Ⅲ－４－１１、Ⅲ－４－１３、Ⅲ－４－１６並びにⅣ－５－２－４を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。 なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、Ⅴ－２を準用することとする。 Ⅴ－５－６－２ （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（１）</u>（略） <u>（２）</u>（略） <u>（３）</u>（略） <u>（４）</u>（略） <u>（５）</u>（略） （以下略）	労働金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－３－１－５、Ⅱ－３－６－２（15）、Ⅱ－５、Ⅲ－１－１－２（３）及び（４）、Ⅲ－１－２、Ⅲ－１－４、Ⅲ－１－５（１）、（２）及び（３）、Ⅲ－４－９－２、Ⅲ－４－９－３、Ⅲ－４－１１、Ⅲ－４－１３、Ⅲ－４－１６並びにⅣ－５－２－４を除く。）及び様式<u>（４－１０－１－１～４－１０－３－２を除く。）</u>・参考資料編を準用する。 なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、Ⅴ－２を準用することとする。 Ⅴ－５－６－２ （略） <u>（１）Ⅱ－１－３（２）①において、「選任」とあるのは「就任」と読み替える。</u> <u>（２）Ⅱ－１－４（３）において、「選任届出」とあるのは「就任届出」と読み替える。</u> <u>（３）</u>（略） <u>（４）</u>（略） <u>（５）</u>（略） <u>（６）</u>（略） <u>（７）</u>（略） （以下略）

現 行	改 正 後
【様式・参考資料編】 営業の免許（予備審査） 別紙様式 1－1 年 月 日 内閣総理大臣 ○○○○ 殿 （金融庁長官経由） 所 在 地 商 号 発起人総代 発 起 人 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 営業の免許（予備審査）申請書 営業の免許を取得いたしたく、銀行法第 4 条第 1 項（及び銀行法施行規則第 2 条）の規定に基づき、営業の免許（予備審査）を申請いたします。 ○ （注）添付書類 1 別紙様式 1－1 の 2 2 銀行法施行規則第 1 条の 8 に掲げる書面 3 営業所の位置及び周辺図	【様式・参考資料編】 営業の免許（予備審査） 別紙様式 1－1 年 月 日 内閣総理大臣 ○○○○ 殿 （金融庁長官経由） 所 在 地 商 号 発起人総代 発 起 人 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 営業の免許（予備審査）申請書 営業の免許を取得いたしたく、銀行法第 4 条第 1 項（及び銀行法施行規則第 2 条）の規定に基づき、営業の免許（予備審査）を申請いたします。 ○ （注）添付書類 1 別紙様式 1－1 の 2 2 銀行法施行規則第 1 条の 8 に掲げる書面 3 営業所の位置及び周辺図

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行										改 正 後										
別紙様式 1－1 の 2										別紙様式 1－1 の 2										
名 称										名 称										
主たる事務所の所在地										主たる事務所の所在地										
申 請 理 由										申 請 理 由										
(単位：百万円)										(単位：百万円)										
業 績 予 想			設 立 当 該 期		翌 期			翌々期		業 績 予 想			設 立 当 該 期		翌 期			翌々期		
主 要 勘 定	預 ・ 貸 ・	金 ・ 出 金 ・								主 要 勘 定	預 ・ 貸 ・	金 ・ 出 金 ・								
	資 ・ 本 ・ 勘 定 ・	金 ・ ・ ・ ・ ・									資 ・ 本 ・ 勘 定 ・	金 ・ ・ ・ ・ ・								
収 支 見 込	経 ・ 常 ・ 収 ・ 入 ・ 経 ・ 常 ・ 費 ・ 用 ・ 経 ・ 常 ・ 利 ・ 益 ・ 当 ・ 期 ・ 純 ・ 利 ・ 益								収 支 見 込	経 ・ 常 ・ 収 ・ 入 ・ 経 ・ 常 ・ 費 ・ 用 ・ 経 ・ 常 ・ 利 ・ 益 ・ 当 ・ 期 ・ 純 ・ 利 ・ 益										
	経 常 収 入 ・ 経 常 費 用 ・ 経 常 利 益 ・ 当 期 純 利 益									経 常 収 入 ・ 経 常 費 用 ・ 経 常 利 益 ・ 当 期 純 利 益										
経 営 諸 指 標 (%)	主 要 利 回	預 金 利 回 ・ ・ ・ ・ ・ 預 貸 金 利 鞘 ・ ・ ・ ・ ・ 総 資 金 利 鞘								経 営 諸 指 標 (%)	主 要 利 回	預 金 利 回 ・ ・ ・ ・ ・ 預 貸 金 利 鞘 ・ ・ ・ ・ ・ 総 資 金 利 鞘								
	配 当 率 ・ 配 当 性 ・ 自 己 資 本 比 率 ・ ・ ・ ・ ・								配 当 率 ・ 配 当 性 ・ 自 己 資 本 比 率 ・ ・ ・ ・ ・											
取 締 役 及 び 監 査 役 の 役 職 名 及 び 氏 名 (略 歴 添 付)										取 締 役 及 び 監 査 役 の 役 職 名 及 び 氏 名 (履 歴 書 添 付)										
(新 設)										会 計 監 査 人 の 氏 名 又 は 名 称 (履 歴 書 添 付)										
役 員 及 び 従 業 員 の 数					常 勤 役 員 名 非 常 勤 役 員 名 従 業 員 名					役 員 及 び 従 業 員 の 数					常 勤 役 員 名 非 常 勤 役 員 名 従 業 員 名					
組 織 図										組 織 図										
(注) その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、常務に従事する取締役等が、銀行法第7条の2に規定する「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを申請者が確認する書面等）を添付すること										(注) その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、常務に従事する取締役等が、銀行法第7条の2に規定する「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを申請者が確認する書面等）を添付すること										

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行	改 正 後																		
取締役の就退任 別紙様式 4-10 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 取 締 役 就 退 任 届 出 書 取締役の { 就 任 退 任 } がありましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">取 締 役 の 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>職 名</td><td></td></tr> <tr><td>就 退 任 日</td><td style="text-align: center;">年 月 日 ()</td></tr> <tr><td>理 由</td><td></td></tr> </table> (注) 1 「職名」欄は、<u>就任</u>の場合は新職名、<u>退任</u>の場合は最終職名を記載すること (新設) 2 <u>就任</u>の場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、常務に従事する取締役等が、銀行法第 7 条の 2 に規定する「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等）を添付すること	取 締 役 の 氏 名		職 名		就 退 任 日	年 月 日 ()	理 由		取締役の選退任 別紙様式 4-10-1-1（事前届出） 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 取 締 役 選 退 任 届 出 書 取締役の { 選 任 退 任 } がありますので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">取締役(候補者)の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>職 名</td><td></td></tr> <tr><td>新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)</td><td></td></tr> <tr><td>選 退 任 予 定 日</td><td style="text-align: center;">年 月 日 ()</td></tr> <tr><td>理 由</td><td></td></tr> </table> (注) 1 「職名」欄は、<u>選任しようとする</u>場合は新職名、<u>退任しようとする</u>場合は最終職名を記載すること 2 「理由」欄は、<u>選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること</u> 3 <u>選任しようとする</u>場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、常務に従事する取締役等が、銀行法第 7 条の 2 に規定する「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等）を添付すること	取締役(候補者)の氏名		職 名		新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)		選 退 任 予 定 日	年 月 日 ()	理 由	
取 締 役 の 氏 名																			
職 名																			
就 退 任 日	年 月 日 ()																		
理 由																			
取締役(候補者)の氏名																			
職 名																			
新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)																			
選 退 任 予 定 日	年 月 日 ()																		
理 由																			

現 行	改 正 後										
<u>（新設）</u>	<u>取締役の選退任</u> <u>別紙様式 4－10－1－2（やむを得ず事後届出となる場合）</u> 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） <u>取 締 役 選 退 任 届 出 書</u> 取締役の $\left\{ \begin{array}{c} \text{選 任} \\ \text{退 任} \end{array} \right\}$ がありましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 3 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>取 締 役 の 氏 名</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>職 名</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>新 任 ・ 再 任 の 別</u> <u>（ 選 任 の 場 合 ）</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>選 退 任 日</u></td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td><u>理 由</u></td><td> （事後届出となった理由） （選退任の理由） </td></tr> </table> （注） 1 「職名」欄は、選任があった場合は新職名、退任があった場合は最終職名を記載すること 2 「理由」欄は、やむを得ず事後届出となった理由及び選退任の理由を、特に選任があった場合には、当該者を選任した理由を具体的に記載すること 3 選任があった場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、常務に従事する取締役等が、銀行法第 7 条の 2 に規定する「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等）を添付すること	<u>取 締 役 の 氏 名</u>		<u>職 名</u>		<u>新 任 ・ 再 任 の 別</u> <u>（ 選 任 の 場 合 ）</u>		<u>選 退 任 日</u>	年 月 日（ ）	<u>理 由</u>	（事後届出となった理由） （選退任の理由）
<u>取 締 役 の 氏 名</u>											
<u>職 名</u>											
<u>新 任 ・ 再 任 の 別</u> <u>（ 選 任 の 場 合 ）</u>											
<u>選 退 任 日</u>	年 月 日（ ）										
<u>理 由</u>	（事後届出となった理由） （選退任の理由）										

現 行	改 正 後										
(新設)	<u>監査役の選退任</u> 別紙様式 4-10-2-1（事前届出） 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) <u>監 査 役 選 退 任 届 出 書</u> 監査役の $\left\{ \begin{array}{l} \text{選 任} \\ \text{退 任} \end{array} \right\}$ がありますので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>監査役(候補者)の氏名</td><td></td></tr> <tr> <td>職 名</td><td></td></tr> <tr> <td>新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)</td><td></td></tr> <tr> <td>選 退 任 予 定 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table> (注) 1 「職名」欄は、選任しようとする場合は新職名、退任しようとする場合は最終職名を記載すること 2 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること 3 選任しようとする場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、監査役が、銀行法第 7 条の 2 に規定する「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等）を添付すること	監査役(候補者)の氏名		職 名		新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)		選 退 任 予 定 日	年 月 日 ()	理 由	
監査役(候補者)の氏名											
職 名											
新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)											
選 退 任 予 定 日	年 月 日 ()										
理 由											

現 行	改 正 後										
(新設)	監査役の選退任 <u>別紙様式 4-10-2-2（やむを得ず事後届出となる場合）</u> 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) <u>監 査 役 選 退 任 届 出 書</u> 監査役の $\left\{ \begin{array}{l} \text{選 任} \\ \text{退 任} \end{array} \right\}$ がありましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 3 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>監 査 役 の 氏 名</td><td></td></tr> <tr> <td>職 名</td><td></td></tr> <tr> <td>新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)</td><td></td></tr> <tr> <td>選 退 任 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td> <u>(事後届出となった理由)</u> <u>(選退任の理由)</u> </td></tr> </table> (注) 1 「職名」欄は、選任があった場合は新職名、退任があった場合は最終職名を記載すること 2 「理由」欄は、やむを得ず事後届出となった理由及び選退任の理由を、特に選任があった場合には、当該者を選任した理由を具体的に記載すること 3 選任があった場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、監査役が、銀行法第 7 条の 2 に規定する「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等）を添付すること	監 査 役 の 氏 名		職 名		新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)		選 退 任 日	年 月 日 ()	理 由	<u>(事後届出となった理由)</u> <u>(選退任の理由)</u>
監 査 役 の 氏 名											
職 名											
新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)											
選 退 任 日	年 月 日 ()										
理 由	<u>(事後届出となった理由)</u> <u>(選退任の理由)</u>										

現 行	改 正 後						
(新設)	<u>会計監査人の選退任</u> 別紙様式 4-10-3-1（事前届出） 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) <u>会 計 監 査 人 選 退 任 届 出 書</u> 会計監査人の { <u>選 任</u> } { <u>退 任</u> } がありますので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則 第 35 条第 1 項第 3 号の 5 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>会 計 監 査 人（候 補 者） の 氏 名 又 は 名 称</td><td></td></tr> <tr> <td>選 退 任 予 定 日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table> (注) 1 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者 を選任する理由を具体的に記載すること 2 選任しようとする場合は、履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計 監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）を添付する こと	会 計 監 査 人（候 補 者） の 氏 名 又 は 名 称		選 退 任 予 定 日	年 月 日（ ）	理 由	
会 計 監 査 人（候 補 者） の 氏 名 又 は 名 称							
選 退 任 予 定 日	年 月 日（ ）						
理 由							

別紙 8

16

現 行	改 正 後								
<u>(新設)</u>	<u>理事の就退任</u> <u>別紙様式 4-10-4</u> 年 月 日 〇〇財務局長 〇〇〇〇 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) <u>理 事 就 退 任 届 出 書</u> 理事の { <u>就 任</u> } { <u>退 任</u> } がありましたので、信用金庫法第 87 条第 1 項第 6 号及び同法施行規則 第 100 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 <u>記</u> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>理 事 の 氏 名</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>職</u> 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>就 退 任 日</u></td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td><u>理</u> 由</td> <td></td> </tr> </table> (注) 1 「職名」欄は、就任の場合は新職名、退任の場合は最終職名を記載すること 2 就任の場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、常務に従事する理事等が、信用金庫法施行規則第13条第 1 項第 5 号に規定する「金庫の事業に関する十分な知識及び経験」を有すること、及び「金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認した書面等）を添付すること	<u>理 事 の 氏 名</u>		<u>職</u> 名		<u>就 退 任 日</u>	年 月 日 ()	<u>理</u> 由	
<u>理 事 の 氏 名</u>									
<u>職</u> 名									
<u>就 退 任 日</u>	年 月 日 ()								
<u>理</u> 由									

現 行	改 正 後								
<u>(新設)</u>	<u>監事の就退任</u> 別紙様式 4-10-5 年 月 日 〇〇財務局長 〇〇〇〇 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) <u>監 事 就 退 任 届 出 書</u> 監事の { <u>就 任</u> } { <u>退 任</u> } がありましたので、信用金庫法第 87 条第 1 項第 6 号及び同法施行規則 第 100 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 <u>記</u> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>監 事 の 氏 名</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>職 名</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>就 退 任 日</u></td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td><u>理 由</u></td><td></td></tr> </table> (注) 1 「職名」欄は、就任の場合は新職名、退任の場合は最終職名を記載すること 2 就任の場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、常務に従事する監事が、信用金庫法施行規則第13条第1項第5号に規定する「金庫の事業に関する十分な知識及び経験」を有すること、及び「金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認した書面等）を添付すること	<u>監 事 の 氏 名</u>		<u>職 名</u>		<u>就 退 任 日</u>	年 月 日 ()	<u>理 由</u>	
<u>監 事 の 氏 名</u>									
<u>職 名</u>									
<u>就 退 任 日</u>	年 月 日 ()								
<u>理 由</u>									

現 行	改 正 後						
(新設)	<u>会計監査人の就退任</u> 別紙様式 4-10-6 年 月 日 〇〇財務局長 〇〇〇〇 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 会 計 監 査 人 就 退 任 届 出 書 会計監査人の $\left\{ \begin{array}{l} \text{就 任} \\ \text{退 任} \end{array} \right\}$ がありましたので、信用金庫法第 87 条第 1 項第 6 号及び同法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>会 計 監 査 人 の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr> <td>就 退 任 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table> (注) 就任した場合は、履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）を添付すること。	会 計 監 査 人 の氏名又は名称		就 退 任 日	年 月 日 ()	理 由	
会 計 監 査 人 の氏名又は名称							
就 退 任 日	年 月 日 ()						
理 由							